

特249

953

小規模工場の實情に就て

中部産業團體聯合會



始



特 249
953

は し が き

一、此冊誌は昭和十年七月九日東京、日本工業俱樂部に於て關東産業團體聯合會合の席上本會大隈常務委員及加藤常任幹事が當地方小規模工場の實情に就き口述せる筆記録で、目下我工業界の重要問題の一つである退職手當積立に關する社會局案の研究上一讀に値する好參考資料と認めて是を謄寫に代て印刷し本會々員其他關係諸君に頒つことにした次第である。

小規模工場の實情に就て

常務委員 大隈 榮一氏述



私は本日皆様に対し中小工業即ち小規模工業の實情に付、具さに御話申上たいと存じまして懇々名古屋から參會しましたのであります。勿論小規模工業は御當地にも随分多數に在りますので、皆様は其實情の大概は御調査になつて居ること、は存じますが、併し何と云つても名古屋地方は小規模工業の一大密集地である許りでなく、私は既に三十五六年の久しきに亘り其中に介在して居ります關係上、失禮ながら皆様よりもよりよく其實情を承知して居る様な感じが致します。若し又私のそうした感じが當らぬと致しましても、御地方の小規模工業と名古屋地方の小規模工業とは自ら其事情を異にして居る點も多々ありますので、兎も角も此際皆様に名古屋地方に於ける小規模工業の實情的確に御認識を願ひたいと存する次第であります。特に藤原さんに於かせられては例の失業對策委員會の御關係もあつたから、是非一通り御聞取り置き下さる様御願ひ致します。



實は中産階に於きましても先頃來退職手當積立法案に付まして幾度となく會合研究致しましたので、私と致しましても該案の可否に付一通りの意見を持つて居るので御座いますが、今日は主として小規模工業の實情を御話申上たいと思ひます。又それが今の場合最も急務かと存するのであります。偕て名古屋地方は只今一寸申上ました如く、實に小規模工業の密集地でありまして同地方工業の根幹をなして居ると言つて過言でないと思ひます。先づ之を名古屋市のみに就て申しますれば、現時の工産額は年額四億圓に達して居

りますが、其の半額の貳億圓は小規模工業の生産に屬して居ります。勿論其種類は多種多様であります。次に尾西地方の毛織物に就て申しますれば、最近年産額壹億圓に垂んとして居りますが、是又其半數は小規模工業の産出する所であります。其他知多郡の知多木綿、岡崎地方のがら紡、豊橋地方の玉糸、瀬戸地方の瀬戸物等何れも有名な工産物であります。其大部分は皆小規模工業に依て産出せられて居るのであります。

實に名古屋地方は小規模工業の集團地でありまして、然も地方工業の根幹をなして居ること如件であります。是等小規模工業者の個々の實情はどうであるか、即ち其經營振りはどうかと言ふこととてありますが是は一言にして言へば「實に容易ではない」と言ふの外はないのであります。それを知るには比較的宜いと見られて居る所の尾西地方に於ける毛織物業者の營業状態を例に取りまして御話申上る方が解得し易いと存じますので、先づ此尾西地方の毛織物業から申上ぐることに致します。

一寸茲て御断り申上げて置きますが、私の申上ぐる小規模工業とは職工數から申しますと十人以上四十人内外まで、繅機の臺數で申しますと五六臺以上四十臺内外までの所謂家内の工業、若くはそれに聊か毛の生へた程度の工業を指したものと御承知下さい。又茲に御話申上ける營業内容は小規模工業の中、力織機(四巾物)十臺を持ち職工平均十七人を使用する工場を基準としたものと御承知下さい。而して又是は業者間の所謂賃織と稱するもので、即ち問屋「又は親方とも言ふ」筋より原料毛糸(染めたるもの)の供給を受けて、賃織稼ぎを行つて居るものと御承知下さい。又同地方の此の種の工場は殆んど其大部分が此賃織屋であると言ふことを御承知置き下さい。倍てこうした工場の營業振りを以下數字的に收支計算を以て説明しますと。

收支計算 (一ヶ月を基準とす)

一、金七百圓 一ヶ月の總收入

『説明』 此收入は即ち賃賃てありますが此賃賃の定め方は時の狀況と織物の質により低きは一ヤール當り五錢より、高きは同二十錢位までありまして一定しないが之を平均すれば先づ十錢と見るのが妥當とされて居ります。而して織機一臺一日當り一日平均二十五ヤールを生産するに付其賃賃は織機一臺當り一日平均貳圓五拾錢となります。故に十臺の機械を使用する工場の一平均の賃賃は貳拾五圓となるのであります。而して一ヶ月二十八日作業するとして毎月の賃賃即ち月收は恰度七百圓となるのであります。此賃賃の外に僅か許り糸屑代等の雜收入がありますが、是は職工の獎勵的賞與費に使用する慣例てありますから收入とはなりません。故に以上の外には一錢も收入はないのであります。

支出

一、金六百參拾參圓拾錢 一ヶ月總支出高

支出は工賃、食費、借入資金利息、動力費、機料消耗品費及修理費、機械建物償却費、税金、諸雜費等てありますが之を説明すれば左の通りてあります。

『説明』

一、金貳百參拾八圓

職工(女)十七名に對する一ヶ月分工賃

是は一名一日の平均工賃は食費の外に五拾錢とし、十七名の職工を一ヶ月に付二十八日づ、働かせたるものとして計算せるものである。

四

但し普通男工一名を要するも此場合は業主が男工の仕事をなす爲め賃金を要せざるものとせり。

一、金壹百〇貳圓 職工(女)十七名に對する一ヶ月分食料

是は一名一日分食費を平均二十錢とし十七名分の一ヶ月(三十日)分を計上せるものである。

但し共同炊事に依るを得る工場にては一日一名分拾六錢の食費にて足るも地理の關係上其便を得ざるもの多し。

一、金 五 拾 圓 借入資金に對する一ヶ月分利息

是は此規模の工場にありては殆んど皆借入金に依て企業するものである。而て其資金額は約壹萬圓で利率は年六朱である。依て丁度毎月五拾圓の利息負擔となるのである。

一、金 七 拾 圓 動力費一ヶ月分(平均)

動力は主として電力にして五馬力乃至七馬力を使用して居る。

一、金 六 拾 圓 機料消費費及修理費一ヶ月分

機料とはタビット、ピツカー、杼等を言ひ、修理費とは織機其他附屬機の修理費にして是は織機一臺當り毎月六圓と見積るを普通とする。

一、金六拾參圓拾錢 機械建物等償却費

約五萬圓の固定資金を十三年間に償却し了する計算なり、織機は實は十ヶ年位に償却したきも茲には十三年償

却とした。

一、金 貳 拾 圓 諸 税 金

一、金 參 拾 圓 諸 雜 費

是は通信費旅費交際費其他の諸雜費である。但し最少限度である。

差引 金六拾六圓九拾錢 一ヶ月の收得

但此收得は業主及其家族の賃金で、即ち一家の生活費に充てらるゝものである。

以上の通りで一家族總掛りて働いた收得が僅かに一ヶ月六拾六圓九拾錢に過ぎぬ。然も業主は毎日職長や人夫代りの役目を受持ち、又家族は老幼男女とも夫々應分の仕事を分擔して大車輪となつて働いて居る。斯ふした状態から推して考ふる時彼等が如何に經營困難の實情に居るかを察するに足るてはありませんか。然も右計算の中には借入資金壹萬圓に對する償還金は少しも見てないのであります。若し此償還を見るときは尙ほそれだけ收得が減する譯であります。

左様な譯であるから、斯ふした賃織屋と稱する工場主に對し、若し今回問題となつて居る退職積立金の如きものを負擔せしむるものとしたならば更らに一ヶ月七圓五拾錢の加重負擔となります。若し又食費も賃錢の一部なりと見做さるゝ如きことになつたならば一ヶ月拾參圓六拾錢の加重負擔となる譯ですが、それでは到底彼等の堪へ得ないことは論を俟たぬ所ではありますまいか。

以上は斯ふした小規模工業が精勵努力の大なる割合に收得の如何に少なきかを主として御話致しましたのでありま

すが以下業主及業主の家族と其使用職工との關係を詳しく言へば、兩者間に行はれて居る風習や情義的心意氣に付聊か御話申上度いと存じます。

六

一、此種の工場は何れも其家族と職工と同一家屋内に起居し三度々々の食事は全然同じ物を食ひ、風呂其他も勿論同一で殆んど何等の區別はありません。

二、一ヶ年以上の勤続女工に對しては夫々嫁入道具を賞與として與ふる風習があるが、それは例へば一年勤続者には反物一反、二年勤続者には鏡臺一個、三年勤続者には簞笥一本尙成績優良者には長持一本と言ふが如くに區別して之を盂蘭盆と正月の二回に給與するのである。其價額は三ヶ年勤続者に對する分を通算して約八拾圓乃至百圓位である。

而て其費用の拮出方法が面白い、即ちそれは工場主側と女工と細心協力して織物より生ずる糸屑を大切に拾ひ集めたり又は織餘りの糸を集めたりして之を蓄積して其費用に充當するのである。

三、以上の如く渾然一家となつて生活して居る關係から其間に於ける情義の流れは實に濃かである。然れば業主の職工に對する世話の行届き方は局外者の迎も想像だにも及ばない程である。例へば病氣に對して結婚に對して或は情的間違等に對して總て精神を打込み勞役を惜まざるは勿論のこと、時に或は物質的にも種々なる工面をなして之を援助して居る。然も斯ふことが此社會の慣例風習となつて居る。

四、又斯ふした賃織屋の業主は概ね職工上りの者許りて教育程度の極めて低い者であるから六ヶ數法規のことなどは理解せないが其使用職工に對する理解は比較的濃厚である。それが自然と情義の流れの根元となつて居る。

斯ふした次第だから使はる、職工も悪い感を抱く餘地がない。斯ふして双方の心意氣がシツクリと合致して居る。

以上を尾西地方に於ける賃織屋と稱する毛織物業に屬する小規模工場の實情は一通り述べ盡した積りてありますが名古屋地方の綿織物業の小規模工場に至つては、其窮狀更に驚くべきものがあります。其一例を申しますれば、此種の綿織物業にありては、極めて廉賃金の女工をすら之を定雇として雇入る、ことが出来ぬため隨意工と稱する者を使用して居るものさへある程である。此隨意工と稱するは、例へば家庭を持つ極貧のお内儀さんとか、近處の老婆とか少女とか云ふ者で、一定時間働き得ない者、所謂中途半端の労働者を各自の其欲する時間に依て働かせる仕組である。(故に斯く名づけたものである)此隨意工の賃銀は極めて低廉で、六時間に付三十錢内外に過ぎぬと云ふことである。此種の工場は實に斯くするにあらざれば經營が出来兼ねると云ふ此一點より見るも如何に苦境にあるかを想像し得らる、と思ひます。又岡崎地方の紡、豊橋地方の玉糸、知多郡の知多もめんに至つては何れも古き歴史を有する有名なる小規模工場に依る工業であるが、近時何れも皆非常なる苦境に居るのである。其實情は此席に御列席の膳さんが過日態々名古屋に御出掛けになつて、夫々の當業者より親しく御聴取になつたのでありますから省略致しますが、それは又更らに一層悲惨なものがあると云はれて居ります。

次に此場合皆様の御参考に供したく存じまして話は區々断片的ではありますが小規模工場の實情を知る一資料ともなるべき事柄を少し御話し申上て見たいと存じます。それは、

一、名古屋市に年産額壹千萬圓に上る菓子屋と稱する菓子製造業があります。是は何れも小規模工場て職工十名

七

内外より二十二三名を使用して居る。其工場数は約三百位である。而して是等の工場に於ける職工は殆んど皆年期見習生か又は年期見習を終へた者許りである。故に斯ふした工場にありては所謂傳統的の主従關係や師弟關係が今尙盛んに行はれて居る。

又岐阜提灯の製造工場に於ても此菓子製造工場と殆んど其状態を同くして居ります。

而て是等の小規模工場の人々は、業主も職工も其相互の關係に對して未だ何等の不滿を感じて居るとは見へない。然も却て工場法や健康保險法等に對しては難有とも何とも思はずに寧ろ面倒臭ひと云ふ風に見える。中には「要らざるおせつかいだ」と言ふ者さへある。

二、豊橋地方の玉糸業者にありては、四五年以前までは職工二十名乃至三四百名を使用する工場が百三十以上も在つたが經營困難の爲め現在では約五十に減じて居る。又岡崎地方の紡工場も略々之と同様で、數百の工場が今は僅かに四五十に減じて居る。斯くて歴史ある有名な工業も今は、殆んど有名無實の感に堪へぬ有様である。然れば之等の業主は、従業員失業救済よりも先づ失業防止を考へて貰ひたい」と絶叫して居る實に彼等の立場としては餘蘊なき申分なりと云はねばならぬ。

三、現時名古屋地方で工業の根幹をなしてゐる所の小規模工業者は何れも内にありては極めて低き生活に甘んじ、精勵格勤に到らざるなく、外に對しては廉價良質をモットーとして闘ひつゝ、各々其事業の發展に努力して居る様である。如斯實情であるがため彼等の生産品は能く賣れるのである。又彼等の事業は伸び行くのである。然も又彼等に倣ふ新工場も續々として増加するのである。私共は我製品が近時海外の市場で勇飛するに至つた所以

も亦畢竟茲にありと信するのであります。

陸軍大將松井石根閣下は尾西の御出身だが、歸省の度毎に斯ふした小規模工場を時間の許す限り周く視察されて彼等が職工と共に渾然一大家族となりて愛心協力精勵格勤しつゝ、ある有様を見ては大に喜ばれ、「これこそ日本は強いのだし、つかりやれ」と激勵されるのが常であると云ふことである。蓋し之れ獨り愛郷の情のみではない慧眼夙に工業立國の根本を觀破されて居るからであると信する。

四、尾西地方の小規模織物工場の業主は前にも一寸申上た如く、教育程度の低い者が多いので取締法規を厄介視する風が多い而して中にはそれが爲に轉業した者さへあると云ふことである。然るに茲に一つ最も興味深き實話がある。それは同地の一賃織屋の主人が制限時間を超へて作業したと言ふので告訴され、其結果裁判所に呼出され検事の訊問を受けたとき、「私の工場て何時から何時まで働いたことは全く仰せの通りであります、併しそれが如何して悪いのでありましようか、私にはとんと合點が参りません。私共は少しでも長く働かねば食て行くことが出来ません。又職工業も少しでも長く働いて幾分でも収入を多くすることを希望して居ります。斯様にして双方が互に心から一致して精出して働くことがどうして悪いのでしょうか。私共は小供の時から夜でも暇があれば繩を捻れ、草鞋を作れと云つて教へられて来たものですから、精出して働くことは善いこと、こそ思へ悪いこと、は思ひません。御上の御規則がどうしたものかは一尙存じませんが、若し精出して働くことが出来ぬと仰せらるゝならどうぞ其譯を聞かして下さい。そうして私共が食て行かれる様にして下さい」と眞情を籠めて申立たと云ふことである。其結果であるか如何かは知らぬが、此事件は終に不起訴となつたとか云ふ話

である。

皆さん此賃織屋の主人の申立は之を法規を解せざる輩の言ひ分なりとして軽々に片付くことが出来るてしよ
うか、私共は此主人の一言一句を味ふとき、立法の根本に於て國風民情に副はない點がありはせぬかと云ふこ
とを疑はずには居られぬのであります。如斯は當に東西思想の矛盾、東西風習の撞着が生み出したる一大悲劇
であらうと思ひます。

五、尾西地方の賃織屋の多い村々には少し法規を解する者が小規模工場に於ける法規上の手續萬端に付世話して呉
れる者が大概一部落に一人つゝ位居るそうであるが、賃織屋連中は夜分など此世話役の處に行きて何彼と解ら
ぬことを教へて貰ふのが常である。斯ふした關係上議員選舉となると何議員の選舉であつても賃織屋連中は此
世話役の云ふがまゝになつて居ると云ふことである。此事は聊か脱線の嫌はありますが、目下選舉肅正運動の
眞際中ですから一寸御笑草までに申上た次第です。

六、又同地方の賃織屋に於ける女工の収入は概ね三様に大別することが出来る。即ち其第一は全部當人の貯蓄とな
るもの。第二は當人の貯蓄と親元へ貢ぐ金と折半さるゝもの。第三は全部親元に貢ぐものである。而て第一の
女工は自分の貯蓄で嫁入仕度が出来るが、第二、第三の女工は嫁入仕度が出来兼ねるのである。茲に於て先刻
申上た如く賞與として女工等が最も喜ぶ所の嫁入道具を選定給與するのである。一體是等の女工達は皆嫁入前
に嫁入仕度を調べたいと云ふのが共通の希望である。然れば彼等の勤続年数は平均二年二三ヶ月に過ぎぬ。斯
様な譯であるから業主も女工を雇入るに當り、初めから嫁入までと觀念して雇入る、のである。隨て嫁入を境

にどしどし退職せしむるのが例である。加之其嫁入に對しては親切に氣世話、心世話の限りを盡して遣るので
ある。斯ふした風習であるが故に、彼等業主は「女工には嫁入以外には退職も解雇もありません」と言つて居
る。成る程斯ふした工場には工場主の都合に依り女工を解雇すると云ふ場合は殆んど無い様である。但し嫁入
の場合も退職には違ひないが是とても豫定の退職で、普通一般の退職とは自ら其趣を異にして居る。然も彼等
の平均勤続年数は僅かに二年餘りに過ぎぬ。況んや彼等女工は此僅かな勤続期間に目的の嫁入仕度は凡そ出来
上る斯様にして些細に觀じ去り、觀じ來るとき私共は、斯ふした女工に對し退職手當や解雇手當の必要が果し
てあるか如何か大に研究せねばならぬと思ふのである。私は試みに過日或る賃織屋の一人に問題の退職積立金
法案のことを話して見ましたが彼は頗る驚いた顔付をして「妙な規則ですな」と言つて居た。

七、愛知縣に於ける百人未満の工場は約二千在るが、解雇手當のことが原因となつて争議を起して居るのが一體幾
つあるかと云ふことに付て一應調査して見たが、それは昭和九年中に僅かに十五件で、然も人の目を惹く様な
争議は殆んどない。何れにしても其比は千分の七・五に過ぎぬ。而て千分の九百九十二・五の工場は兎も角も
平穩に經過して居るのである。又之を全國的に見ても其比に大差のないことは疑ひのないと云ふことを特に御
記憶が願ひたい。

貴重な時間を此上頂戴しては寔に恐縮ではありますが、私の所信を一言申上て見たいと存じます。
私は只今問題となつてゐる社會局から示された退職手當積立金法案は我國工業の實情に鑑みまして輕卒に法制化す
べきでない。少くも急がず慌てず我工業界の實情を慎重に調査研究して萬遺憾なきを期せねばならぬと考へるもので

あります。

我國の工業は凡そ二つの流れに依て、各々其特征を以て進展し又進展しつゝ、あるものと見ることが出来ると思ひます。其一つは即ち資本と設備の力を以て所謂大量生産に重點を置いて進むものである。他の一つは斯ふした大量生産では却て不利で小規模でなければ經營し難ひ工業である。此二つの流れは各々其持つ所の特徴に因て自然に斯く分れることは當然である。乃ち一定の品物を多量に造ることを以て有利とするのは大規模工業の特徴であると同時に、多種多様の品物を少量づゝ造ることに堪へるのは小規模工業の特徴である。斯くて我國の工業は大體大規模工場と小規模工場との二つの流れに依て自ら其分野が定つて居ると云ふ所以であります。偕て此二つの大小兩工場に今回の退職手當積立金法案を當て嵌めて考へて見ますれば先づ大工場側としては是は既に自發的に解雇手當規定等を設定實行して居るものが甚だ多いのみならず、其未だ設定を見るに至らざる工場に於ても逐次に之に追隨しつゝ、あることは皆様御承知の通りである。然れば少くも大工場に對しては今更如斯法制は殆んど其必要はない筈である。若し又未だ解雇手當規定の設けなき大工場に對しては考へねばならぬと云ふことなればそれは法律の力を以てするまでもなく適當に誘導奨励することに依て足りることであると信ずる。然らば小工場に對しては如何と云ふに、社會局の方々や又一部の人々が「近時労働争議は寧ろ小工場に多い」とか「小工場の職工は時に或は解雇手當はおろか賃錢さへ貰へない様なこともある」とか種々と云つて居らるゝが、私の見る所では成程そうした氣の毒な出來事も有るには有るであらうがそれは全く例外的の出來事と見る方が妥當であると思ふ。現に先刻も申上た通り工場數と解雇手當を原因とする争議件數とを比較すれば其比は、千分の七・五に過ぎないから千分の九百九十二・五の工場は無事平穩であることは明白な

る事實であるから、是亦何も急いで法制化する必要はないと信ずる。況んや近時却て勞資一體論が我國の識者間は勿論工業界を通して大に認識せられ、盛んに稱道せられつゝ、ある折柄でもあれば今暫く此間の趨勢を靜觀することが最も賢明であると存するのであります。況んや又先刻も申上た様に我國特有の温情主義、云ひ換ゆれば情義的の心意氣は斯ふした小工場に於て最も能く行はれることに鑑み及ぶとき、益々如斯法制化を輕卒に取扱ふべきでないことを確く信ずる次第であります。

勿論私共としても假令例外的にもせよ氣の毒な出來事の發生することに對しては常に遺憾として居るのである。併し此例外的の事象を捉へて我工業界の全部が將に救ふべからざる混亂に陥るか如く云はるゝ其不謹慎に對しては更らに一層遺憾とする所である。

終に臨み長時間御清聴を煩はしましたことを感謝致します……尙ほ名古屋地方及瀬戸方面の陶磁器工業の實情に付此處に同伴して参りました加藤理三郎君から御説明申上ますから暫時御聞取を願ひます。同君は陶磁器の方は専門家でありますから種々數字的に説明して貰ひます筈です……重ねて御清聴を感謝致します。

名古屋地方に於ける中小陶磁器工場の實情に就て

一四

常任幹事 加藤理三郎氏述

私は陶磁器工業に關係して居る者でありますから此の方面の業態に就て今回の退職手當金法案なるものが如何に重大なる影響を及ぼすべき問題なるか、今日迄に各關係の陶磁器工業組合幹部或は直接業者に就て意見も聞き尚ほ調査研究致しました事を基礎として御報告申上げたいと存じます。

我國に於ける陶磁器の年産額は昭和八年度の統計によりまして約八千五百萬圓でありまして此の内愛知、岐阜、三重の三縣下の生産高は約六千六百萬圓に達し實に全體の約八割は中部地方の生産であります。

尙、名、四兩港よりの輸出高は昭和九年度は三千六百萬圓に達し我國輸出雜貨中でも重要な位置を占めて居ります。

近時米國其他の外國市場に於ける我國の陶磁器の勢力は獨、佛、チェッコ、英等を遙に凌駕し其の價の廉なる點に於て、輸出數量の大なる點に於て世界の各市場至る處今や正に第一位を占めるに至りました事は他の我國外國貿易品に比し決して遜色の無い目覺ましい發展であります。

而して此の如き著しき發展をなせる陶磁器工業なるものは如何なる状態に於て生産されつ、あるかと申しますに、一、二の大工場はありますが之れは特殊の上等品を製作する工場であつて、今日世界の各地を壓倒して居る陶磁器商品の大部分は十人前後の家内の生産或は五十人未満の小工場に於て出產せらるるものでありまして、此れ等の小工場の最も特徴とする處は生産費の低廉なる點であります、一例を舉げて見ますならば、コーヒー茶碗の如き山元では僅

か二錢五厘で焼き上るのであります。

如何に大工場に於て最新式のトンネル窯を築造し又は歐米の發明にかゝる最高能率の製作機械を設備致ししても到底此の如き安い値段では出來得ないのであります。

此の點が實に我國産業の一大特徴でありまして陶磁器の如き勢力を主體とする工業に於ては特に顯著なる特徴を發揮する次第であります。

即ち之れ等の小工場は概ね主人も女房も子供も職工と共に働き勞働時間等も自由が利き事務其他の間接的費用と云ふものは殆んどかゝらぬ處に特徴があるのであります。

今中部地方の陶磁器産地に就て工場の現状を調査致しましたる處によれば、愛知縣に於ては職工十人以上使用の工場数は百八十五工場ありますが此の内五十人未満の小工場は百三十二工場で實に全體の七割強に當つて居ります又岐阜縣に於ては十人以上の工場二百十八の内二百工場は五十人未満の小工場でありまして五十人以上の工場は僅かに十八工場に過ぎない状態であります。

尙此の外五人以上十人未満の所謂家庭式の業者は愛知縣に於ては四百五十軒、岐阜縣に於ては約一、四〇〇軒ありまして實に想像以上實際は驚く程多數の小工場が集つて年産額六千六百萬圓と云ふ生産を擧げて居るのであります。今少しく之れ等小工場の内容を詳細に申上げる爲めに名古屋地方に於ける陶磁器上繪付業の例を擧げて見たいと考へます。

陶磁器の上繪付業は生地製造業者よりも一層小規模のものが多く一ヶ年の生産高五千圓乃至一萬圓程度のものが

過半を占めて居る状態であります。

尙之れ等小工場の生産費の内容に就て検討して見まするに、大體は平均賃銀が五割、原料即ち繪具又は水金代一割五分、燃料一割五分、雜費一割、利益一割と云ふ立て前になつて居りますが此の利益一割と云ふことは實際は問屋へ製品を納入する際不合格となる負擔を差引けば残る利益は五、六分となるが通常であります。

尙ほ職工に支拂ふ賃銀が生産高の五割を占めて居る關係上今假りに退職積立金として最低の場合の百分の四を工場主が負擔するとしても利益の五、六分は三、四分に減じて即ち利益の過半を退職積立金の爲めに支出せねばならぬ計算となります。

只今挙げました例は上繪付の場合でありますが、生地製造に於ても生産費の内賃銀は大體三割乃至四割を占めて居る故此の如く賃銀が生産費の主體をなす工業に於ては今回の退職手當金制度の如く賃銀を基準として積立てることは他の工業に比し負擔が過重となり結局は生産費が著しく高くなる結果を來すこと、なる次第であります。

外國に比し賃銀が安く生産組織が簡單なる小工場の特徴により陶磁器工業の如き努力を主體とする産業が今日特に著しく發達したる次第なるも今此の小工場に對し過重の負擔を課すると同時に煩瑣なる事務をも強要すること、なれば全く特徴を失ふこと、なり此の産業の將來の爲め甚だ憂ふべき結果を來すこと、考へます。

現在實施され居る健康保險の負擔すら彼等小工場に取つては堪へ難き状態にある事は偽らざる事實であります。此の上にて退職手當金の爲め月々規則正しく積み立てると云ふことは到底負擔に堪へない處てあります。

然らば之れ等小工場は使用人に對し何等面倒を見て居ないのかと申しますと決してそうではありません。

本人の吉凶禍福の際は勿論其の家族に對して迄も温情を以て其れれ、相當の世話をして居るのであります、又本人が生活其他にて困窮の場合は返濟の見込が無い時と雖も相當の金錢を貸與して困窮を救ひ退職の際には之れを棒引にする例も少なくないのであります之れ等は全く退職手當金を給與すると同様の事をやつて居る次第であります。

之れを要するに陶磁器工業の如き中小工場を以て成り立つて居る産業に對しては特に此の上法律を以て煩瑣なる事務と過重なる負擔を課することは當を得たる政策にあらずと斷言するを憚らざる次第であります。

退職手當金の事は宜しく工業組合等の機關をして適當に世話せしめ我が國特有の美風を損ふこと無く圓滿なる發達を期せしめることが最も良策と考へる次第であります。

368
89

昭和十年八月二十一日印刷
昭和十年八月二十五日發行

(非賣品)

編輯人兼	三浦
發行所	名古屋市中區大池町四丁目一番地 名古屋商工會事務所內
印刷人	中部產業團體聯合會 名古屋市中區大池町四丁目一番地 名古屋商工會事務所內
印刷所	尾五郎 名古屋市中區千早町五丁目十六番地 株式會社 誠社 名古屋市中區千早町五丁目十六番地

終

